

中小企業税務対策について（改訂継続）

1 法人税関係

- ① 役員の定期同額給与の減額改定を行う場合の要件となっている業績悪化改定事由の見直しをしていただきたい。

（理由）現在、新型コロナウイルスの感染拡大や世界情勢の不安定化等により、中小企業を取り巻く経済状況の厳しさが続いている。また、新型コロナ対策資金を多くの中小企業が借り入れ、返済据置期間の終了に伴い、企業の資金繰りを圧迫している。これらを踏まえて、役員給与の減額は、利益調整ではなく、企業の存続のためにやむを得ず減額するケースが多いと思われるので、柔軟な取り扱いができるよう見直しが必要である。

- ② 経済産業省が認定する健康経営優良法人を「賃上げ促進税制」の税額控除の上乗せ要件に加えて頂きたい。（新規）

（理由）健康経営とは、従業員健康管理を経営的な視点で考え戦略的に実践することである。従業員への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上に繋がると期待される。

平成28年度に経済産業省が「健康経営優良法人認定制度」を創設したが、税制上のメリットは現在のところ設定されていない。

令和6年度税制改正において賃上げ促進税制において「子育て支援・女性活躍支援」をした企業として「くるみん・プラチナくるみん」または「えるぼし・プラチナえるぼし」の認定を受けている企業には、+5%の税額控除率の上乗せができるとされている。

健康経営の促進は従業員の健康を守るだけでなく、健康保険の利用減少にもつながることから、子育て支援や女性活躍支援と同様に税制優遇の対象に加えるべきと考える。

2 消費税関係

- ① 消費税の届出書および申請書の提出期限を見直していただきたい。

（理由）経済環境が短期間に大きく変化する中で、その課税期間の開始の前日までに消費税に関する適切な判断をすることは非常に困難であり、納税額に差異が生じるなど、事業者には大きな負担を強いている。したがって、消費税の各種届出書および承認申請書の提出期限は、その適用を受けようとする課税期間に係る確定申告書の提出期限までとすべきである。

3 所得税関係

- ① 年少扶養親族に対する所得控除を復活すべきである。（新規）

（理由）今のままでは2030年代に入ると我が国の若年人口は現在の倍速で急激に減少すると予測されており、少子化はもはや歯止めが利かない状況になる。政府は「こども家庭庁」を設置して、少子化傾向を反転させるべく、児童手当の支給期間を高

校生年代まで延長し、さらに給付金を増額することを検討している。

しかし、現行の中学生以下の扶養親族に対しての児童手当の支給が開始された時点で年少扶養親族は所得税法の扶養親族から除かれてしまったままである。

児童手当等の給付は、社会保障制度の一つとしての子育て支援が目的である。一方、扶養控除制度は所得税法の制度であり、社会保障制度が改正されたからといって廃止すべきものではない。

少子化が進む我が国にとって、すべての子育て世代への支援は必須であり、年少扶養控除を復活させ、安心して子供を産める社会にすることに助力すべきである。したがって、年少扶養親族に対する所得控除を復活すべきである。

② 青色申告の純損失の繰越期間を相当期間延長していただきたい。

(理由) 青色申告法人の欠損金の繰越期間が10年であるのに対して、個人の青色申告者の純損失の繰越期間が3年であることは、均衡を失っており、少なくとも5年に延長すべきである。

③ 所得税の確定申告期限を消費税の確定申告期限と同じ3月31日に改正していただきたい。

(理由) 現在、所得税の確定申告期限は3月15日である。インボイス制度の導入によって適格請求書発行事業者登録による消費税申告者の増加、それに伴う所得税の確定申告者も増えることが想定される。そのため、所得税の確定申告期限を個人の消費税の申告期限である3月31日に統一すべきである。

4 地方税関係

① 償却資産に係る固定資産税制度を見直すこと。法人における償却資産税の計算方法についても国税と同様にしていただきたい。

(理由) 平成19年度の税制改正により、減価償却資産は残存価額1円まで償却できるようになったが、固定資産税の償却資産の最低限度評価額を取得価格の5%とする評価方法は維持されており、国税と乖離している。

したがって、償却資産の最低限度評価額は、国税の減価償却の計算と同一に、1円とするべきである。

桐生市からの回答

1 法人税関係 2 消費税関係 3 所得税関係

上記につきましては、国税への要望ですので、市といたしましては回答することができません。

[回答担当] 総務部税務課市民税担当
総務部税務課諸税担当

4 地方税関係

償却資産の評価額の計算方法については、地方税法第383条において総務大臣によって定めるとされている固定資産評価基準において規定されているものであり、市として回答することができません。

[回答担当] 総務部税務課資産税担当